

## 第1章 / 東京都循環器病対策推進計画とは

### 1 はじめに

- 脳卒中、心臓病その他の循環器病（以下「循環器病<sup>1</sup>」という。）は、国民の主要な死亡原因であり、令和元年の人口動態統計によると、心疾患は死亡原因の第2位、脳血管疾患は第4位であり、両者を合わせると、悪性新生物（がん）に次ぐ死亡原因となっており、年間31万人以上の国民が亡くなっています。
- こうした現状に鑑み、予防や医療及び福祉に係るサービスの在り方を含めた幅広い循環器病対策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、「健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法（以下「基本法」という。）」が平成30年12月に成立し、令和元年12月に施行されました。また、国は、対策の基本的な方向について明らかにする「循環器病対策推進基本計画」（以下「基本計画」という。）を令和2年10月に策定しました。
- 都は、基本法第11条に基づく「東京都循環器病対策推進計画」を策定し、高度医療が集積するなどの東京の強みを生かし、東京の実情に応じた循環器病対策を総合的・計画的に推進していきます。
- 本計画では、循環器病対策を推進するに当たって、東京都保健医療計画における「東京の将来の医療～グランドデザイン～」の実現に向けた4つの基本目標ごとに、
  - I 高度医療施設を中心とした医療提供体制の充実、医療連携の推進、救急搬送体制の整備
  - II 患者・家族の支援と医療連携の推進、リハビリテーション体制の充実、緩和ケアの推進、小児期・若年期の患者に対する医療の提供
  - III 循環器病の予防・健診の普及、知識の普及啓発、医療・介護連携の推進、治療と仕事の両立支援・就労支援、相談支援の充実
  - IV 高度医療・先進的な医療を担う人材及び在宅療養を支える人材や相談支援を担う人材の確保・育成などの課題について、取り組むべき方向性を示しました。
- 予防から治療、在宅療養、就労に至るまで総合的な循環器病対策を展開し、「誰もが質の高い医療を受けられ、安心して暮らせる『東京』」の実現を目指していきます。

<sup>1</sup> 循環器病：健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法（平成30年法律第105号）では、脳卒中、心臓病その他の循環器病を「循環器病」としており、同法に基づき策定する本計画についても同様とする。

循環器病には、虚血性脳卒中（脳梗塞）、出血性脳卒中（脳内出血、くも膜下出血など）、一過性脳虚血発作、虚血性心疾患（狭窄症、心筋梗塞など）、心不全、不整脈、弁膜症（大動脈弁狭窄症、僧帽弁逆流症など）、大動脈疾患（大動脈解離、大動脈瘤など）、末梢血管疾患、肺血栓塞栓症、肺高血圧症、心筋症、先天性心・脳血管疾患、遺伝性疾患等多くの疾患が含まれる。

## 2 他の計画との整合と計画期間

- 本計画は、「東京都保健医療計画」をはじめ、「東京都高齢者保健福祉計画」、「東京都障害者・障害児施策推進計画」、「東京都医療費適正化計画」及び「東京都健康推進プラン21」等、関連する計画との整合を図ります。
- 計画期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とし、それ以降は少なくとも6年ごとに計画を改定していきます。
- 東京都循環器病対策推進協議会を開催し、本計画に定めた指標の達成状況等について評価・検討を行います。